



一橋大学社会学部卒業。常陽銀行を経て1997年に茨城県東海村村長に就任。4期を務め2013年9月20日任期満了に伴い退任。



法政大学文学部卒。国立市議会議員等を経て1999年に国立市長選挙に出馬、初当選(東京都初の女性市長)。2期8年間国立市長を務める。

# 首長の責任とは。

## 村上達也氏 × 上原公子氏

トークセッション “原発、景観、市民自治”

2013年11月24日(日)

午後2時開演 開場1時30分 終了4時30分(予定)

@一橋大学 東キャンパス  
2号館2201教室

参加費：800円(資料代) \* 高校生以下無料

\* 事前申込不要。直接会場にお越しください。

問合せ：042-573-2728 (佐々木) <http://daigakudori.blogspot.jp/>

いま、日本の民主主義の根幹が揺らいでいます。

基本的人権、主権在民、平和主義を規定した憲法さえも変えられそうな危機をはらんで、「地方自治」はどんな方向へ舵を切っていくのでしょうか？

「原子力のまち」東海村で、1999年JCO臨界事故では辞職覚悟で住民避難指示を出し、福島第一原発事故後は「脱原発」宣言をした村上達也前村長。

「市民自治のまち」国立市で、環境・景観を守るため市民と共に奔走した上原公子元市長。

住民による直接選挙で選ばれた首長の責任、そして使命とは？

「体制にもの言う」もと首長二人による異色のトークセッションです。

共催：くにたち大学通り景観市民の会

一橋大学大学院社会学研究科フェアレイバー研究教育センター

あおぞらと魔女裁判kikiの会

Talk Session :  
“Citizen Autonomy”  
@Hitotsubashi  
Univ.



# 景観を守ろうとしたのは市民？ それとも首長個人？ 上原元市長に国立市が3124万円を賠償請求 注目の判決はクリスマス・イブに！

国立市民・地権者と国立市、国立市長であった上原公子氏が、大学通りの景観を守るために尽くした行為は、適法的な住民自治の営みであったのか、営業妨害目的の違法行為であったのか？

## ◆国立市の主張◆

上原元市長は、市民を扇動し、急激かつ強引に行政施策を変更した。上原元市長の市議会での答弁は営業妨害行為そのもので、マンションの販売に悪影響を与えた。上原氏の行為は違法で、国家賠償法の「故意重過失」にあたる。

よって、国立市がマンション販売業者に支払った損害賠償金3124万円は、上原氏が個人で支払うべきである。

## ◆上原公子弁護団の主張◆

(2013年9月19日法廷、  
最終陳述より抜粋)

【論点1】焦点は、「住民自治」の営みそのもの  
マンション販売業者対「オール国立」の裁判が、国立市対元市長にすり替わっているのが今回の裁判。大学通りマンション建設計画は、大学通りの景観をつくり守ってきた国立市民と国立市にとって容認できない景観破壊行為だった。住民・地権者は自らの経済的利益を制限し、土地所有権の中に景観価値という「新しい価値観」を見出し、その表明として、自らの意思でその地域の建築物に高さ制限をする地区計画を策定した。これは住民自治の営みそのもの。上原氏の扇動的行為によつて動かされたとする主張は皮相で自治の精神を欠落させたものである。

【論点2】違法性をめぐって  
市民の運動は市民自らが生成・発展させたものであり市民に情報を提供した行為、住民・地権者の発案を受けとめた地区計画の策定、司法判断を引用した議会答弁等は、市長の責務に他ならず、何ら違法性を帯びてはいない。

【論点3】「故意重過失」について  
「景観保全」という住民の圧倒的多数の支持をえた政策の実行行為が、第三者との関係で違法とされた場合、その負担は自治体を負うべきなのか、それとも現に政策を行った首長が負うべきなのか。第三者との対外関係と、自治体との対内関係は区別されなければならない。上原氏の行為に「自治体への背信行為」と評価されるもの一つもなく、住民自治の原則にたてば、責任を問われる余地は全くない。

## ◆上原公子氏の最終陳述◆ (抜粋)

国立市が小さい町ながら、全国にその名をとどろかせているのは、1951年に「文教地区指定」を勝ち取った市民の運動が、「まちづくり」という言葉を生み出したという市民自治の始まりのまちであり、財政難に屈せず、「開発」ではなく「環境」を守ることを選択した市民の英断が、市是として継承されてきたからです。

この裁判の理不尽さは、市民の意向を真摯に受け止めた国立市が、義務付け訴訟になったとたん原告として、この一連の「オール国立」の闘いを批判し、行政の行為を「営業妨害」として論じなければならなかったことです。

共にそれぞれの立場で、あらん限りの闘いをしてきたと信じていた市民にとって、市が行政として「営業妨害」をし、市民を扇動していたと言われることは許しがたいことです。国立の事例は一日にしてなったものではなく、長い市民の努力の歴史と、その経験によって培われた、まちづくりに対する深い愛情と誇りがあって初めて成し遂げられたことでした。市民の強い意思、それに懸命に応える行政の努力。これが憲法第92条の地方自治の本旨にほかなりません。

この裁判の結果は今後の地方自治に大きな影響をもたらすものです。結果によっては、気に食わない政治家は、このような裁判で叩き潰すことも可能となります。行政は萎縮し、地方分権が形骸化することは必然です。

かつて国立市と国立市民とが共有し合って誇りとしていた市民とのパートナーシップを、批判しあう関係にしてしまう裁判は、市民自治にとって、最も不幸な出来事であるといえます。

元市長個人に対する賠償請求を認めない判決を求める署名を行っています。

署名用紙⇒<http://daigakudori.blogspot.jp/>  
ウェブ署名⇒<http://goo.gl/9NLM6>

弁護団は全国42名。この裁判へのカンパを受け付けています。

振込先⇒(株)ゆうちょ銀行  
記号 10190 番号 91245381  
名義 くにたち大学通り景観市民の会

市民自治の行方を決める判決は  
**12月24日 (火)**  
**午後1時15分開廷**  
**@東京地方裁判所**  
**7階703法廷**